

[調査] 商家奉公人と雑業者*

—近世都市労働市場における二重構造の形成—

はじめに

労働市場における二重構造という概念は通常、賃金の格差構造にかんじていわれている。しかし20世紀初頭の重工業化スパートとともに出現した、わが国の賃金二重構造は、雇用労働力における2つの異った階層——すなわち、一方では大企業の、勤続年数の長い「子飼」労働者グループと、他方では中小企業の、移動の激しい労働者グループとが存在するという事実と密接に関連していた¹⁾。この観察はいうまでもなく製造業のブルーカラーについてであるが、本稿では、その後者の意味における二重構造に近似した現象が、工業化の開始に先立つ幕末・維新期の都市経済においてもみられたこと、そしてそれは日本社会に固有の特質に根ざすものでも、あるいは逆に外的な影響のもとに生じた現象でもなく、徳川時代を通じて、とくに18世紀から19世紀にかけて徐々に形成されたものであったことが明らかにされるであろう。

この問題へ接近する手がかりとして本稿ではまず、近世都市において奉公人という形態の雇用労働者が量的にどのくらい存在していたかということにかんするデータと、そこからの観察事実をサーヴェイすることから始める。しかしその前に、なぜ奉公人が問題となるのか、なぜ都市なのかということの説明は若干必要であろう。

洋の東西を問わず、また都市・農村を問わず、年季奉公はもっとも典型的な伝統的雇用形態であった。それは、雇用者の世帯内に住込むという形をとることから、わが

国ではしばしば「家族的」とも「封建的」とも形容されてきた²⁾。実際、昭和の初めに出版された『商業使用人問題の研究』では、封建制度・家族制度の崩壊に仕掛けて生じた丁稚(奉公人)制度の衰退について一章を割いている³⁾。また法制史家は、主として近世の農村を対象として質物奉公・居消費公という金銭貸借絡みの長年季奉公から、雇用契約にもとづいた短年季の奉公へ、さらには半年季、日割ベースの雇用へという変化が起っていたことを実証的に跡づけており、それは経済史家の農村史研究成果とも合致する⁴⁾。都市においてこれに対応する動きは、日雇稼を含む雑業者グループの拡大であろう。けれども、このようなトレンドが徳川時代から明治期にかけてみられた唯一の変化方向であったのかどうか、疑問なしとしない。都市における商家の労働力についても徳川時代を通じて同様の変化が生じていたのかどうか、農村史における場合と同様の実証レベルでの検討がなされているとは必ずしもいえないからである。

商家奉公人研究の意義は別な点にも存する。労使関係論、経営学の分野では以前より経営家族主義、日本の経営論が盛んであるが、その源流は徳川時代の伝統的商家経営に求められる。また、1920年代における二重構造の出現にかんする説明にも、徳川時代を通じて商家で培われてきた家族主義ないしはバターナリズムが重要な要因として登場することがある⁵⁾。しかしこのタイプの議論の多くは、“イエ”意識にもとづく商家の労使関係の特質を、ある条件のもとに歴史的に形成されたと考えるよりは日本社会の特質に根ざすと考える傾向が強い。そして歴史研究サイドからみたとき、このような日本文化論的接近は決して満足できるものではない。徳川時代における商家の雇用制度がどのような条件のもとに形成され

* 本稿は、昭和59年度日本経済研究奨励財団より研究奨励金の交付を受けた共同研究「19世紀日本における都市の雇用構造と人口」(研究代表者・西川後作慶応義塾大学教授)の成果の一部をなす。本論文のアイデアと若干の事実発見は、1983年12月に行われた第7回数量経済史研究会議で報告、そこでの討議から多くの教示を得ることができた。その後のデータ収集の段階では、浜野潔、速水融、宮本又郎、荻原弘幸、佐々木陽一郎、高橋益代、安沢秀一各氏の御協力をうることができ、また本稿取りまとめにあたっては、尾高熒之助、梅村又次両氏より有益なコメントをいただいた。これらの方々には厚くお礼を申し上げます。

1) 尾高(1984a)および氏原(1966)をみよ。

2) 近代以前の西欧、とりわけイングランドにおける奉公人の機能と役割にかんしては、しかしかなり異った角度からの評価が与えられている。Laslett(1977, 1983), Kussmaul(1981)を参照。

3) 井上(1937)。

4) 法制史については牧(1979)、大竹(1983)、農村史にかんしては市川ほか(1961)などを参照。

5) たとえば間(1964)をみよ。

表 1 幕末・維新期の町方奉公人

	年次 (1)	平均世帯規模 (2)	世帯り奉公人 (3)	奉公人雇用世帯比率 (4)	奉公人口比率 (5)	奉公人性比 (6)
江戸		人	人	%	%	
I 日本橋本石町二丁目 ¹⁾	1869	6.06	2.14	41.7	35.2	n. a.
II 神田松田町 ²⁾	1870	4.50	0.17	6.0	3.8	n. a.
四谷伝馬町新一丁目 ³⁾	1865	3.94	0.09	5.2	2.4	すべて男子
麴町十二丁目 ³⁾	1865	4.01	0.03	2.8	0.7	すべて男子
III 渋谷3ヵ町 ³⁾	1867	4.03	0.004	0.4	0.1	男子(1人)
京都						
*四条立売中之町 ⁴⁾	1863	4.06	0.77	33.3	18.9	178.9
五条橋東二丁目東堀 ⁵⁾	1863	6.37	2.10	57.9	33.1	233.3
白楽天町 ⁶⁾	1868	4.64	1.00	36.4	21.6	450.0
亀屋町 ⁶⁾	1868	3.90	0.67	20.5	17.1	420.0
大坂						
I 尼ヶ崎一丁目 ⁷⁾	1866	6.20	3.06	83.5	49.3	87.1
高麗橋三丁目 ⁷⁾	1869	4.80	1.59	48.6	33.2	93.4
梶木町 ⁷⁾	1864	4.98	1.48	79.2	29.6	65.5
七郎右衛門町一丁目 ⁷⁾	1870	4.67	1.21	41.4	26.0	97.7
上人町 ⁷⁾	1870	4.54	1.13	44.4	24.8	153.1
*道修町三丁目 ⁸⁾	1860	6.09	2.89	83.3	47.4	134.2
平野町二丁目 ⁸⁾	1860	5.76	2.45	68.1	42.5	71.6
II *菊屋町 ⁹⁾	1860	5.33	1.88	59.5	35.3	192.6
木挽町南之丁 ⁸⁾	1860	4.35	1.24	58.7	28.5	106.7
III *御池通五丁目 ⁸⁾	1861	4.31	1.15	50.0	26.6	169.3
IV 天王寺2ヵ町 ⁹⁾	1858	3.42	0.04	3.8	1.1	150.0
城下町						
川越喜多町 ¹⁰⁾	1859	5.00	0.48	16.7	9.7	211.1
*岩村田 ¹¹⁾	1859	4.41	0.05	...	1.2	375.0
*甲府三日町 ¹²⁾	1858	3.96	0.04	...	0.9	400.0
高山2ヵ町 ¹³⁾	1858	4.08	0.03	1.0	0.7	392.3
*彦根伝馬町 ¹⁴⁾	1860	4.00	0.16	...	4.0	116.7
*河原町 ¹⁴⁾	1861	5.72	0.05	...	0.9	25.0
その他						
*郡山上町 ¹⁵⁾	1867-68	n. a.	n. a.	n. a.	6.2	8.5
平野郷町 ¹⁶⁾	1853	4.58	0.01	n. a.	0.2	216.7
西宮4ヵ町 ¹⁷⁾	1871	3.99	0.41	16.3	10.2	56.3

資料と出所(人別改帳の場合は資料名を省略):

- 1) 「戸籍下書」; 玉井(1977)付篇1および村田(1966)。「他所人」奉公人の性別不明。
- 2) 「戸籍台帳」; 国立史料館所蔵文書。なお、玉井(1977)付篇2によるのと若干数値が異なる。「他所人」奉公人の性別不明。
- 3) いずれも南(1978)第1章。渋谷3ヵ町とは、宮益坂町、道玄坂町、東福寺門前。
- 4) 速水(1980)。 5) 中野(1964)第4章。 6) いずれも慶応義塾大学古文書室所蔵文書。
- 7) いずれも大阪大学経済学部所蔵文書。 8) いずれも乾(1980)所収の表による。
- 9) 国立史料館所蔵文書; 堀越町、久保町の合計。なお佐々木(1967)、Smith(1972)をも参照。
- 10) 川越市総務部市史編纂室(1977)、205-22頁。 11) 荻原弘幸氏提供。 12) 土田(1979)。
- 13) 佐々木陽一郎氏提供; 宅之町、式之町の合計。 14) 矢守(1970)。
- 15) 郡山市(1971)、8頁。戸数も与えられているが、118戸と明らかに過小である。世帯を示す「籠」数ではなく、家屋の棟数が記載されているのかもしれない。数値はいずれも2ヵ年平均、人口数は欠落人を引いた「定有」人口。 16) 津田(1951); 寺社人口を除く。
- 17) 東之町、釘貫町、石在町、市庭町「戸籍」; 西宮市(1964)、331-51頁。

定義: 欄(2) 総人口÷総世帯数。欄(3) 奉公人総数÷総世帯数。欄(4) 奉公人を1人以上雇用する世帯数÷総世帯数。欄(5) 奉公人総数÷総人口。欄(6) 男子奉公人数÷女子奉公人数。

註 1) * は、表3との比較が可能であることを示す。

2) 「n. a.」は原資料に記載がないこと、あるいはそのために算出不能であることを示し、「...」は第二次文献に依拠したため数値が得られないことを意味する。

たのが、それは上述のトレンド、すなわちより短期の、流動性の高い雇用労働市場拡大という動きとどのように関連していたのかが、問われなければならないであろう。

以下、第I節において、近世都市の人別改帳に記載された奉公人を手がかりに観察結果の整理を行い、続いて第II節で、就業構造および雇用制度との関連においてそれら観察事実の解釈を試みる。なお、以下の考察の対象は町方人口であって、武家の雇用労働力は明示的には取りあげられていないことを予めお断りしておく。

I 近世都市における奉公人

I.1 分極化傾向

一般には、近代以前の都市における労働力の主要部分は年季奉公人からなっていたと思われるようである。実際、都市の側からすれば商家の丁稚や手代、職人の家の徒弟は、住込の年季奉公人であったし、他方農村の側からすれば、都市へ出稼へゆくということとはすなわち「奉公に出る」ことに他ならないといわれてきた。近世都市の人口学的特質のひとつに、18世紀の江戸でみられたような性比(女子を100としたときの男子人数)の異常な高さ、それに伴う有配偶率の低さ——「府中[城下町]には妻を持不申下人[奉公人]多く、郷村には妻を持不申下人少き故」——があるとしばば指摘されるが⁶⁾、それも農村からの男子住込年季奉公人の大量流入を前提として生じうる現象であった。けれども、都市人口のなかで奉公人が実際にどのくらいの割合をしめていたのか、あるいは奉公人を雇用する世帯がどのくらいあ

6) 鬼頭(1983)、153頁以下をみよ。江戸町方人口性比は、後掲、図2を参照。また引用文は、対島藩の郡奉行であった儒者・陶山鈍翁の言葉である(滝本1928、176頁)。

ったのかという点については、これまで意外なほど問題にされたことがなかった。

そこで、これまでの研究成果と所在を知りえた資料とから、この点にかんするサーヴェイを試みる。表1は時点を1860年代とその前後にとり、三都、とくに江戸と大坂を中心に、その他に若干の城下町と在郷町を加え、都市における奉公人人口のあり方をいくつかの指標によってみている。表註をみればわかるように、もとなつたデータはいずれも人別改帳あるいは、明治3-4年に作成された戸籍台帳である。したがって観察単位は都市を構成する町であるため、個々の規模が小さすぎる場合がある。また観察件数も必ずしも充分とはいえないが、しかしそれでも全体の傾向は掴めるであろう。なお、江戸と大坂にかんしては、都市中心部から外へという順序に配列してある。江戸Ⅰは日本橋一帯、Ⅱは神田から四谷にかけて、Ⅲは最初は「御府内」の外であったが18世紀初頭に町奉行支配地に組み入れられたところであり、大坂のⅠ、Ⅱ、Ⅲは「三郷」の区域と対応するが、ここではそれぞれ船場、島之内、堀江新地を表わす。大坂Ⅳは行政的には市域外の「町統地」であった地域で、その性格上江戸のⅢに類似していたところである。

さて、まず欄(2)の平均世帯規模からみてゆこう。最大、京都五条橋東二丁目東堀の6.37人から、最小、天王寺2ヵ町の3.42人まで非常にバラツキが大きい。6人を超えているところは他にも江戸日本橋本石町二丁目、大坂尼ヶ崎一丁目、大坂道修町三丁目があり、三都の中心部である。けれどもこれは、子供数や家族構造の差を直接に反映した家族規模⁷⁾の違いによるものではなく、欄(3)をみればわかるように奉公人数の違いによるものである。実際、平均世帯規模が6人以上であった町における1世帯当り平均奉公人数(奉公人を雇用していない世帯も含めた総世帯数で除した値)は2人を超えており大坂尼ヶ崎一丁目では3人に達している⁸⁾。

この点は次の欄(4)(5)をみればさらにはっきりする。

7) 世帯人員から奉公人数を差引けば、必ずしも(狭義の)家族になるわけではない。江戸で「厄介」、大坂で「同家」と呼ばれていた同居人が存在するからである。ただ、この同居人人口の規模はいまここで問題とするほどの大きさではない。

8) 欄(2)から欄(3)を引けば、ほぼ家族規模に相当する値がでるが、そのバラツキは小さく、4.57人から3.14人の幅におさまってしまう。なお興味深いことに、このようにして得られた家族規模は、奉公人が多数存在する大坂の船場地域でむしろ他よりも小さいということが観察される。

欄(3)から(5)は各町における奉公人人口のウェイトをみるものであるが、それらを少しく丹念にみればわかるように、表1に掲げられた町は、奉公人が相当数存在するところとほとんど存在しないところとに截然と区分される。前者のグループに属するところは、江戸日本橋、京都の町、大坂三郷(すなわち、大坂でもⅣの地域は除く)の町であり、京都の数ヵ町を除く大部分のところでは少なくとも奉公人を1人雇用している世帯が全体の40%を超え、奉公人は総人口の4分の1以上をしめている。このグループにおけるマージナルな事例は京都龜屋町であるが、そこでも日本橋を除く他の江戸の町と比べれば、奉公人雇用世帯比率にしても奉公人人口比率にしても、明瞭な差がある。後者のグループに属するのはその他の町すべてであるが、そこでは大部分の場合、奉公人を雇用する世帯は10%に達せず、奉公人人口比も5,6%以下であった。江戸において町統地的な性格をもっていた渋谷では、3ヵ町合わせても奉公人は1人しか存在していなかった。なお、表中の町のうち川越喜多町と西宮4ヵ町とは、2つのグループの中間的な位置をしめているようにみえる。しかし、川越については——後述するように——トレンドからみて、西宮にかんしては次のような理由で、いずれも後者のグループに属すると考えてよいように思われる。西宮の場合、そこにおける奉公人は、欄(6)に示された性比からもわかる通り、圧倒的に女子である。これは旅籠屋の多さ(とくに釘貫町に集中)という特殊な事情によるもので、事実、奉公人を雇用している世帯の43%が旅籠屋で、その雇用している奉公人はすべて女子、奉公人総数の45%、女子奉公人総数の70%をしめていたのである⁹⁾。

表2は江戸の2ヵ町と大坂三郷の8ヵ町について、家持層と借屋層別に奉公人雇用をみたものである。この表をみて印象的なことは、家持層における奉公人雇用数の多さである(ここでは表1と異り、奉公人雇用世帯1戸当りで見ている)。どの町でも町の上層をしめる家持世帯は平均して4人以上、多いところでは10人以上もの奉公人を抱えていた。これにたいして町の大多数をしめる借屋層では、奉公人をおいていたとしてもそれほど多くはなく、平均して1人から2人にすぎなかった。さらにこの表からわかる重要な点は、表1において観察された奉公人雇用にかんする差の大部分が奉公人雇用世帯比

9) 西宮4ヵ町内には若干の農家世帯が存在していたが、それらを除くと、旅籠業のウェイトはさらに高まり、本文中の数値はそれぞれ50%、50%、73%となる。

表 2 幕末・維新时期町方における家持・借屋別奉公人雇用：江戸と大坂

	家 持 層				借 屋 層			
	世帯数 (1)	奉公人雇用 世帯比率 (2)	雇用世帯当 り奉公人 (3)	奉公人 性 比 (4)	世帯数 (5)	奉公人雇用 世帯比率 (6)	雇用世帯当 り奉公人 (7)	奉公人 性 比 (8)
江戸	戸	%	人		戸	%	人	
日本橋本石町二丁目	71	53.5	5.58	n. a.	32	15.6	1.60	n. a.
神田松田町	24	12.5	4.67	n. a.	93	4.3	1.50	n. a.
大坂								
尼ヶ崎一丁目	13	100.0	10.38	110.9	72	80.6	2.16	66.7
高麗橋三丁目	14	92.9	5.31	176.0	60	38.3	2.00	35.3
七郎右衛門町一丁目	14	85.7	4.50	134.8	56	30.4	1.82	55.0
道修町三丁目	16	100.0	8.00	190.9	74	79.7	2.24	97.0
平野町二丁目	13	84.6	11.00	98.4	81	65.4	2.06	49.3
菊屋町	18	83.3	6.80	277.8	66	53.0	1.60	107.4
木挽町南之丁	12	91.7	4.45	145.0	63	52.4	1.33	76.0
御池通五丁目	14	100.0	5.79	280.0	162	45.7	1.64	132.7

資料：表1をみよ。

定義：欄(3)(7) 奉公人総数÷奉公人を1人以上雇用する世帯数。(その他については、表1と同じ。)

率の違いによって説明できるということであろう。大坂の場合、一握りしかいない家持層はほとんどすべて奉公人を抱え、約8割をしめる借屋層でも大多数が——尼ヶ崎町や道修町ではその8割が——奉公人をおいていた。これにたいして江戸では、この比率の水準が低かった。それでも日本橋本石町では、3分の2以上をしめる家持層の半数以上が奉公人を雇用していたが、神田松田町では約2割をしめる家持層でもわずか3戸しか奉公人を住込させていなかったのである。すなわち、奉公人を雇用するような世帯の場合には、家持層でも借屋層でもその雇用数には極端な差はなかったが、その雇用者自体は特定の地域に、すなわち大坂三郷と京、および江戸日本橋に集中していたといえよう。

奉公人性比にかんしては、とくに明瞭な傾向を表1から読みとるのは難しい。奉公人がほとんど存在していなかった町の場合はこの指標に大きな意味をもたせることができないが、奉公人が多数存在していた前者の町グループ内でも他の指標との間に相関は見出せない。大坂では中心部の町ほど女子が多く、周辺部にゆくにしたがって男子奉公人が多くなるようにみえるが、船場でも上人町や道修町三丁目では男子奉公人のほうが多かったのである。しかし表2をみれば、奉公人性比——それに残念ながら大坂についてしかわからないが——にかんしてもひとつの規則性が見出せる。すなわち、家持層における奉公人性比は借屋層におけるそれよりも高く、その差は歴然たるものがあつたという点である。ほとんどの町において、「大店」によって構成される家持層の奉公人は

男子が多かったのであり、平野町二丁目のように女子が僅かながら多かつたところでも、借屋層と比較すると男子奉公人の多さは明白であつた。

以上のように、幕末・維新时期都市の町方奉公人雇用にかんしては明瞭な地域的分極化傾向が読みとれる。そこで次に、約1世紀半前の1700年前後の時期について表1におけるのと同様の観察を試み、上記のような截然たる地域的差異がすでに存在していたかどうかをみよう。表3におけるサンプル数は半減、とくに江戸にかんする情報がまったく得られなくなるのが残念であるが、それでも表1との間にかなり明瞭なパターンの差があること、したがって両時点間にかんして重要な変化が生じていたことを見てとることができる。

表3から明らかな第1の点は、奉公人人口比率にしても、また奉公人雇用世帯比率にしても、表1と比べて町ごとのバラツキが小さいということであろう。もちろん奉公人人口比率をとってみると、最高で47%(岡崎連尺町)、最低が4%(西宮浜石在町)であるから、その差は無視できるほど小さくはない。しかし表3の場合は、表1のように截然と2つのグループにわかれるというようなことは観察されず、その差は連続的であり、また比較的多くのサンプルが平均値のまわりに分布している¹⁰⁾。

10) いま奉公人人口比率について、これらの表から単純に算術平均と変動係数を計算すると、1700年前後については平均21.1、変動係数0.573、1860年代では平均17.6、変動係数0.914となる。また奉公人人口比率0-4%、5-24%、25%以上のところをそれぞれカウ

表3 1700年前後における町方奉公人

	年次 (1)	平均世 帯規模 (2)	世 帯 帯 当 奉 公 人 (3)	奉公人 雇用世 帯比率 (4)	奉公人 人口 比率 (5)	奉公人 性 比 (6)
京都 *四条立売中之町 ¹⁾	1697	5.58	2.09	74.4	37.5	145.9
大坂						
三郷 ²⁾	1689	4.70	0.83	n. a.	17.6	176.3
*道修町三丁目 ³⁾	1684	4.28	0.97	33.2	22.8	231.4
*菊屋町 ³⁾	1682	3.84	0.78	39.6	20.4	186.2
*御池通五丁目 ³⁾	1700	n. a.	n. a.	n. a.	13.7	n. a.
城下町						
*岩村田 ⁴⁾	1689	5.67	1.12	n. a.	19.7	138.3
*甲府三日町 ⁵⁾	1694	5.07	1.76	...	34.7	82.6
岡崎連尺町 ⁶⁾	1698	6.39	2.99	65.3	46.8	104.5
彦根 30 ヲ町 ⁷⁾	1695	3.64	0.37	n. a.	10.1	190.7
* 伝馬町 ⁷⁾	1695	4.29	0.50	...	11.8	147.6
* 河原町 ⁷⁾	1695	4.03	0.54	...	13.4	197.2
岡山市中 ⁸⁾	1707	n. a.	n. a.	n. a.	9.3	154.9
その他						
*郡山上町 ⁹⁾	1729	7.91	1.57	...	19.8	84.7
城端町 ¹⁰⁾	1693	5.60	1.13	36.8	20.2	24.8
西宮浜石在町 ¹¹⁾	1713	4.95	0.20	12.9	4.0	333.3

資料と出所(人別改帳の場合は資料名を省略):

- 1) 速水(1980)。
- 2) 『摂津鈔』10, 元禄2年9月5日; 本庄・黒羽(1969)。
- 3) いずれも乾(1980)。
- 4) 荻原弘幸氏提供。
- 5) 土田(1979)。
- 6) 柴田(1927), 99-121頁。
- 7) 30 ヲ町分は「大洞弁財天祠堂金寄進帳」, 伝馬町・河原町分は「切死丹御改五人組帳」; いずれも矢守(1970)。
- 8) 『御城下男女人数有入改帳』; 谷口(1964), 468-70頁。武家奉公人を除く町方人口。
- 9) 郡山市(1972), 274頁。人口数は欠落人を除く「現有」人口。
- 10) 『組中人々手前品々覚書帳』; 城端町史編纂委員会(1959), 182-220頁。奉公人に「手代」を含まない。
- 11) Nakane(1972), Appendix.

定義と註: 表1と同じ。

幕末・維新期に奉公人が多数存在した町では18世紀初頭においても比較的その数が多く、幕末・維新期に奉公人がほとんど存在しなかった町ではやはりその数は少なかったということは観察されない。すなわち、前者のグループ、とりわけ大坂三郷の町々においては、この1世紀半の間に奉公人雇用世帯もその人数も増加したのであり、他方で後者のグループ、たとえば甲府や彦根においてはそれらが顕著に減少したということである。いいかえれば、18世紀の初頭まではどの町においても、かなりの数の奉公人とかなりの数の奉公人雇用世帯とがみられたが、その後、まったく相反する方向への変化が生じ、

ントすると、最初の時期については1/13, 9/13, 3/13と真中に山がくるが、後の時期では11/29, 7/29, 11/29と両端に山が形成されている。(なお表3の場合、大坂三郷と彦根30 ヲ町は計算から外してあるが、これらを含めれば表1との対照はさらに明瞭となる。)

そして、その結果として表1にみられるような地域的分極化傾向が明瞭となったということができよう¹¹⁾。

1.2 奉公人のタイプ

以上の観察結果は、しかし、あくまでも人別改帳(あるいはそれに類した人口書上)に記載されていた奉公人にかんするものである。奉公人といってもそれにはいくつかのタイプがあったこと、そしてその一部は「人別外之者」となっていた可能性については考慮されなかった。

そこで以下では、主として1830年代末から50年代初めにかけて書かれたと推測される『守貞漫稿』に依りながら¹²⁾、必要なかぎりで奉公人の分類学を試みる。

町方の奉公人は、その仕事の内容によって大きく家事使用人と営業使用人、すなわち商家・工家において業務に携わる「店表」の奉公人とにわかれる。女子奉公人はすべて家事使用人であったが、男子の場合は同じ奉公人といっても両者の違いはきわめて大きかった。人別改において奉公人は通常「下人」「下女」(江戸では「召仕」と書かれることになっていたが、実際の人別改帳をみると、男子の場合、下人とは別に「手代」¹³⁾あるいは「下男」¹⁴⁾と記されたものが書上げられているこ

11) 京都四条の立売中之町と西宮の場合、この結論と矛盾する動きをしたかのようにみえる。前者では奉公人の比重は明らかに減少したが、それでも幕末・維新期における奉公人人口比率19%は、京・大坂・江戸日本稿以外の町のレベルとは格段に違う。それは結局のところ、トップ・グループ内での地位低下という現象だったのであり、他方、西宮のケースは——前述のように——特定の町における旅館業の発展ということから生じた現象である。

12) 室松(1908)上, 84-86頁。

13) 表3にみられる1695(元禄8)年の彦根30 ヲ町の場合、556名の男子奉公人のうち47名が手代と記されていた。ただし手代は、各町に万べんなく存在していたのではなく、特定の町に集中していた(7 ヲ町。うち本町組白壁町のみで19名であった)。同じ表3の城端町においても下人とは別に手代が記載されていたが、表に註記したように『城端町史』はそれを奉公人としてはカウントしていないのでその正確なパーセンテージは不明である。

14) これは大坂の人別改帳において時折みられる。その場合、記載は下人、下女、下男の順となる。

とがある。手代は店表の奉公人(工家なら「弟子」)、下男は家事使用人であるが、このことから実際の奉公人雇用における多様性を窺い知ることができる。

人別改帳によるかぎりこの店表使用人と家事使用人の区別をはっきりさせることは難しいが、たとえば、近世における最大の奉公人雇用者のひとつであった三井越後屋では、1840(天保11)年末に京・大坂・江戸の9店合計で1,020名の奉公人のうち手代が500名、元服前の子供(丁稚)が298名、下男197名、定雇13名、その他12名という構成であったことがわかっている¹⁵⁾。三井のような大店の場合、男子奉公人の大部分(78%)が商業使用人であり、その商業使用人の半数以上(63%)が元服年齢をすぎた、しかし独身住込の手代だったわけである。

商家において「店」と「奥(台所)との間には厳然とした区別があった。大坂の鴻池では、「手代の中一人台所賄と云ふ役あり。女子になし能はざる奥向きの用途及び奥と店とに關係ある事務を便ずるものなり。此台所賄の外諸雇人は内外[店と奥]互に通路することを禁ぜり」¹⁶⁾といわれているほどであった。実際、商家の内におけるこの空間的隔離は雇用条件における様々な相違の象徴的表現であった。それらの相違は次の3点に要約できる。

(1) 雇用期間と給金支払 商業使用人の場合、「童形以来年給を与へず 夏は麻衣一領冬は木綿冬服一領を与へ 他所用の諸物及び諸費を与へ 又手代となりて後は勤功により年給を与ふもあり 家制一に非ず 是を年季奉公と云 年季は大略十年とす 然ども商家は十年にては自ら一戸を開くことを聴さず 大略二十余年の勤功を以て主より金銀を与へ一店を創せしむ」。すなわち、見習としての丁稚時代から暖簾わけまで20年以上の長い雇用期間、その間における内部昇進、年給制に代る退店時の一時金制度(あるいは両者の併用)¹⁷⁾が店表奉公人の雇用を特徴づけている。商家の伝統的雇用制度が「丁稚制度」あるいは「子飼制度」と称せられる所似はここにある。もっとも、手代のすべてが子飼ではなかつた。

中途採用者、すなわち「中年者」も少なからず存在した。しかし、彼らの昇進は子飼の昇進とははっきり区別されており¹⁸⁾、そこにまたこの雇用制度の特徴がある。これにたいし、「炊飯及び主人の草履取其他賈道に与らず雑務を専とする者 年季を用ひず 必半季奉公人」と『守貞漫稿』はいう。すなわち、下男の雇用契約は基本的には半年季、したがって短期の臨時雇用であった。「此奉公人も数年の功ある者には往々別家を命ずるもあり」といわれるように、「恙なく勤め上げし」中年者の場合¹⁹⁾と同じく昇進のコースにのことは不可能ではなかったが、それはあくまでも結果として長期雇用となったということにすぎないのである。

(2) 雇用範囲 「手代奉公人は或は当地或は他国の者下僕多くは他国の者にて当地産人稀とす」。いいかえれば、都市内部から供給される割合は店表の奉公人において高く、奥向の奉公人では低かったのである。

(3) 雇用の斡旋 「三都ともに口入より年季奉公を媒あれども稀にて 多くは知音等に頼て仕へを需むる也 半季奉公は専ら口入人の媒を以て奉公す」。店表の奉公人は商家同族団のネットワークを通じて雇用されることが多く(したがって都市出身者が多く)、奥向の奉公人はもっぱら労働市場を通じて、具体的には斡旋業者である「口入人」あるいは「人宿」を通じて雇入れられた(したがって他国者の比重が高くなった)。

以上は、大店における2つの異ったタイプの奉公人採用にかんする対比であった。しかしそれは、中小の商人の場合にも職人の場合にも、また女子の家事使用人の場合にも、基本的には当てはまることであったように思われる。職人のもとで手工業に従事した奉公人、すなわち徒弟も商家奉公人と同じく12、3歳で親方の家に住込み、約10年の年季を勤め上げる奉公人であった。ただ商家の場合とは異り、内部昇進とそのゴールとしての暖簾わけという制度は充分な展開をみなかったようである。他方、19世紀前半の江戸の大店以外の町人世帯における家事手伝の下男・下女が、半季の、あるいはそれよりも短期の雇用であり、その迅速かつ効率的な斡旋を行う口入屋の発達がみられたことにかんしては、同時代人である滝沢馬琴の興味深い証言がある²⁰⁾。

15) 三井文庫(1980), 381頁。

16) 遠藤芳樹編『大坂商業習慣録』(明治16年)上編第6; 黒羽(1934), 77頁。

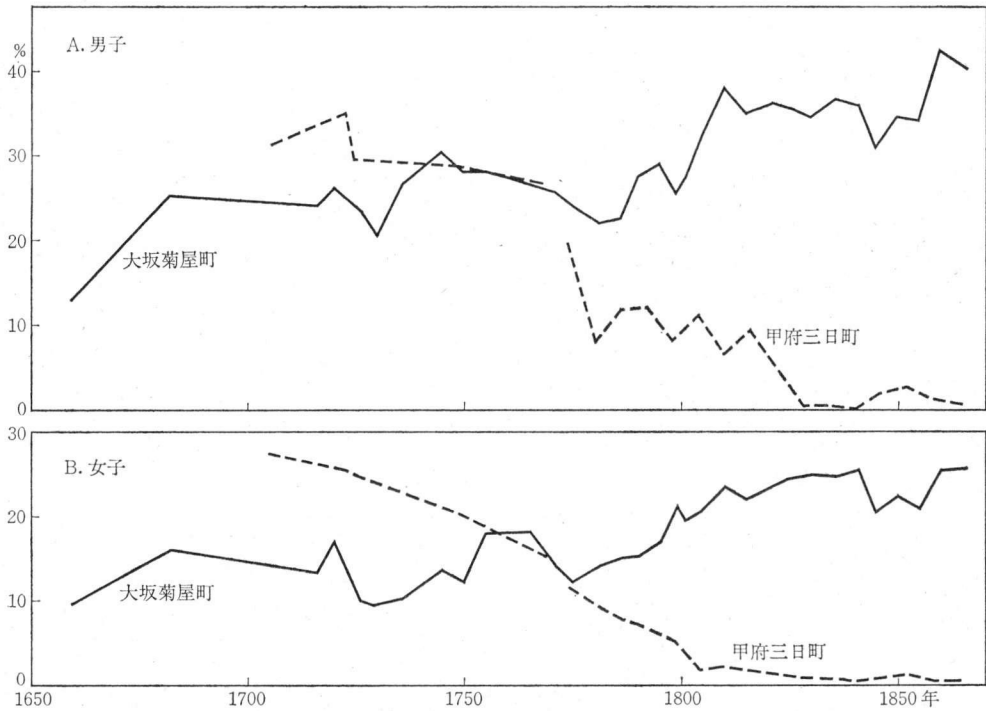
17) 大坂において手代に年給(それも「小遣金」と呼ばれた)を支給するところは、実際に少なかったようである。他方、家号を分与され、独立するとき一時金(「資本金」)が支給されることは一般的であった。大阪府農商課『商業慣例調』商家の部, 10-11; 黒羽(1935), 201-03頁。

18) 『大坂商業習慣録』(前掲); 黒羽(1934), 75頁。

19) 同上, 同頁。

20) 1810年代の馬琴家では毎年、男子の「冬奉公人」を雇うことが慣わしであったことが、越後の鈴木牧之宛の文政元年10月28日付書簡にみえる(麻生1943, 65頁)。また同家の下女については、馬琴一家の雰囲気からかその定着性が悪く、1831(天保2)年に

図1 奉公人人口比率の推移：大坂と甲府，1659-1866年



資料：人別改帳；阪本・宮本(1971-77)，および土田(1979)，73頁。

註：甲府三日町の1705-68年は5歳以上人口にたいする比率。したがって、そのレベルは若干高めにてている。

いずれにせよ、以上の如く要約できる対比が“二重構造的”であることは明白であろう。しかし、その実態の検討、その歴史的形成の過程にかんしては次の第II節に譲り、ここでは人別改帳データの読み方との関連に注目しておきたい。すなわち店表の奉公人にかんしては、その雇用期間の長さからいっても、雇入れ手続の面からみても、出身地から「人別送り」がなされ、雇用地である町方の人別改帳に載ったことはほぼ間違いないところ

は1年間で7人も替り、馬琴自身は日記に「やとひ下女まさ、今夕も不帰。尤無人、めいわくに及ぶ。不埒かぎりなし」(同年正月17日)といった憤懣を書き連ねていたというエピソードが知られているが、ここで興味あるのは、その下女がいずれも年季契約ではなく月極雇用であったこと、および上の文章を書いた同じ日に「昼飯後、お百[妻]を以、本郷元町奉公人入口源蔵方へ遣し、やとひ下女代り吟味いたし、早々差越候様、申付。并に、政事、昨夜之まゝ不能帰候間、給金返納之事、取斗候様、申請」させたという記事がみえていることである。この口入屋は同日中にまさの請人へ給金返納の件を連絡、3日後には代りの下女を「目見」に馬琴宅へ連れてくるという迅速さであった(暉峻1973, 第2巻, 285, 287頁)。

であるが、それにたいして、半季あるいは季節雇の奉公人の場合には、その点大いに疑わしいといわなければならない。

事実、19世紀になると人別改帳に載らない町方人口が増加した。たとえば1836(天保7)年の甲府では、5歳以上の町方人口9,946人が人別内の人口として記録されていたが、そのほかに「人別外之者」が——寺社・武家人口を除いても——約4,000人もいたという²¹⁾。また信州上田においては、徳川後期になると「止宿人」、すなわち人別改は出身地で行うため町方では逗留中の扱いをうけ、人別改帳に登録されないものの数が増加し、彼らのための長屋建築が増えたといわれる²²⁾。江戸でも、1840(天保11)年における「番組人宿寄子3万5千余人の大部分は人別外であった」という事実があり²³⁾、また御府内町方人口調査も、それが毎年4月と9月に実施されたということから、11月頃から出てきて2月2日に暇をとって帰村する冬季出稼人をカウントしない、すなわち

21) 深井(1983), 329頁。

22) 深井(1977)。

23) 南(1978), 133頁。

表 4 大坂2ヵ町における家持・借屋別奉公人雇用の推移, 1682-1860年

	家 持 層				借 屋 層				
	世帯数 (1)	奉公人雇用世帯 比 (2)	奉公人雇用世帯当り 下人 (3)	奉公人雇用世帯当り 下女 (4)	世帯数 (5)	奉公人雇用世帯 比 (6)	奉公人雇用世帯当り 下人 (7)	奉公人雇用世帯当り 下女 (8)	下女1人雇 用世帯比率 (9)
道修町三丁目	戸	%	人	人	戸	%	人	人	%
1684	30	70.0	2.52	1.43	208	27.9	1.88	0.69	17.2
1700	25	72.0	3.39	1.78	213	23.9	1.84	0.59	15.7
1710	30	53.3	4.06	1.81	149	38.3	2.11	0.51	7.0
1729	29	79.3	4.04	1.65	132	35.6	1.79	0.64	14.9
1752	28	85.7	4.67	1.67	108	54.6	1.09	0.38	10.2
1780	16	93.8	5.00	2.33	90	70.0	1.98	0.97	19.0
1800	18	88.9	3.75	1.81	105	63.8	1.22	0.78	29.9
1819	18	94.4	3.94	1.82	99	81.8	1.49	0.91	21.0
1841	22	90.9	3.90	1.70	84	75.0	1.27	1.14	58.7
1860	16	100.0	5.25	2.75	74	79.7	1.10	1.14	47.5
菊屋町									
1682	23	56.5	1.23	1.08	83	34.9	1.31	0.52	6.9
1713	21	42.9	2.00	1.22	171	32.7	1.18	0.61	25.0
1730	20	75.0	2.00	0.53	154	24.0	1.14	0.49	13.5
1751	21	85.7	1.06	0.56	141	27.0	2.29	0.76	10.5
1766	20	90.0	3.00	1.50	128	25.8	1.09	0.52	24.2
1781	16	87.5	1.93	1.64	128	23.4	1.17	0.53	13.3
1800	15	86.7	2.08	1.46	129	45.7	1.14	0.58	23.7
1819	18	66.7	3.83	2.42	110	49.1	1.41	0.61	18.5
1841	15	80.0	3.25	1.92	99	64.6	1.17	0.64	20.3
1860	18	83.3	5.00	1.80	66	53.0	0.82	0.77	28.6

資料：乾(1980), 14-15, 18-19, 26-27, 32-33 頁より計算。

定義：欄(3)(4)(7)(8) 男子(女子)奉公人数÷奉公人を1人以上雇用する世帯数。

欄(9) 女子奉公人を1人しか雇用しない世帯数÷奉公人を1人以上雇用する世帯数。

「江戸町人の常住人口」しか把握するつもりがなかったときえいわれている²⁴⁾。

このようにみれば、「専ら口入人の媒を以て」雇入れられる「半季」の奉公人が人別改帳に記載されていたという可能性は、非常に少ないといわなければならない。それゆえ、人別改帳をデータとして観察された奉公人雇用にかんする分極化傾向は、店表の奉公人について妥当なことであって、家事使用人的な奉公人、ないしは半季(あるいはより短期の)奉公人にかんしてはいえないことだといわなければならない。後者のタイプの奉公人にかんして表1-3が示唆していることは、18世紀から19世紀にかけて雇用契約期間が短縮化し、年季契約が顕著に減少したということであり、その数という点ではむしろ増加した可能性すら否定できないのである。

1.3 変化のタイミング

図1は、これまでの観察結果を視覚的に示したものである。ここでは奉公人雇用が拡大したところの代表とし

て、大坂三郷のなかで——大店の多かった船場ではなく——中間的な商業地域であった島之内の菊屋町、逆に縮小地域の一例として甲府三日町が選ばれている。両町の間でまったく相反する方向への変化がみられたことが一目瞭然であり、かつまたそのコントラストは、もっぱら家事使用人からなっていた女子においてよりも、商家の手代・丁稚、工家の徒弟が大きなウェイトをしめていた男子奉公人において著しい。

変化のタイミングという点からみるとき、図1は画期が18世紀にあったこと、もう少し正確にいえば——とくに男子奉公人のグラフによると——世紀後半の天明・寛政期にあったということを教えてくれる。大坂菊屋町の場合、18世紀末から19世紀にかけては町人口の量的な拡大はみられなかったものの、専門商品を扱う小売商業の成熟がみられ、大坂きっての繁華街のひとつとなっていた時期である²⁵⁾。

したがって、町方経済の成熟が奉公人雇用の増大をも

24) 所(1977), 296頁。

25) 乾(1980), 30-34頁。

たらしたということはいえそうである。表4は菊屋町を船場の葉種問屋街・道修町三丁目と比較しているが、18世紀の初めにすでに商業地域としての成熟が始まっていた道修町²⁶⁾では、奉公人雇用の拡大という点でも画期が菊屋町におけるよりも半世紀早かったことがわかる。たとえば家持層では、18世紀中葉までに奉公人を抱える世帯が8割をこえ、1戸当り平均奉公人人数は4人の水準に達する一方、借屋層でも奉公人雇用世帯が5割をこえるにいたっている。このように商業活動と奉公人雇用との間には関連がみられるのであるが、その場合、奉公人雇用の拡大ということの内容は2つの異った傾向からなっていたことに注意したい。表4における両町の動きが示しているように、そのひとつは家持町人に典型的に現われる男子奉公人の増加(欄3)であり、他は借屋町人における女子奉公人雇用の拡大(欄9)である。商業活動と直接関連するのは男子奉公人の雇用であり、雇用拡大への寄与率という点でもこのほうが大きい。ただ、家事使用者である下女の雇用が借屋層にまで広がっていったということは、そのクラスの生活水準上昇の結果であったと思われ²⁷⁾、興味深い事実である。

しかし他方で、年季奉公人雇用の減少は町方商業の衰退によってもたらされたとはいえないように思われる。図1の甲府の場合、18世紀後半から19世紀前半にかけて都市全体としても人口は減少傾向を示したが、町続地は拡大をしており、三日町だけをとって見ても借屋世帯は減少したが家持町人層は安定的に推移していた²⁸⁾。同じ東山地方の岩村田や東北の郡山では、表1と表3の比較からもわかるように、町方人口は拡大するなかで奉公人人数の減少が生じたのである。この点で唯一いえることは、関東・東北の都市ではその減少開始の時期が遅く、19世紀に入ってからのところが多かったのではないかということかもしれない²⁹⁾。

26) 乾(1980)、16-22頁。その象徴的な現象として、この町では表店借という形で借屋の大店も現われ始めていた(深井1980)。なお、道修町はもともと職人の町でもあったが、18世紀初め以降、急速に葉種問屋仲間が町社会を支配するようになっていったという。

27) 乾(1977)、213頁、および乾(1980)、21頁でも同様の指摘がなされている。

28) 土田(1978)。

29) たとえば郡山上町では、宝暦期(1750年代)にかけて奉公人人口比率は上昇し、30%のレベルに達する。天明期(1780年代)でもまだ13%であり、男子奉公人数が急速に減少し始めるのは1830年代以降のことである(郡山市1971、8頁)。また川越喜多町にかんしても1762(宝暦12)年の数値がわかるが、それによ

年季奉公人雇用の減少がみられるグループにかんしてもうひとつ問題となるのは、江戸の動向である。すでに示唆した通り、江戸の町の大部分はこのグループに属していたと考えられるが、ただ、18世紀前半の江戸においても奉公人雇用は本当に一般的であったのかどうか、疑問は残る。この時期にかんする人別改帳など人口書上資料が残っていない以上、この点に直接答えることはできないけれども、幸い最近1700(元禄13)年から1711(宝永3)年までの江戸「欠落人」サンプルを整理した結果が公にされたので、それを手がかりに18世紀初頭の奉公人について一瞥する。

このサンプルがカバーするのは南伝馬町名主兼伝馬役高野家支配下6ヵ町で、総人数446名である³⁰⁾。失跡事例というサンプルの性格上、総数にしめる奉公人の比率は高い。246名、55%である。それゆえ、この数字のみから、18世紀初頭の江戸でも年季奉公人雇用が一般的であったという結論はだせないが、しかし、この6ヵ町は、日本橋から京橋にかけての地区にあるとはいえ、大店が少なく、職人の多い、また借屋人の多いところであり、欠落した奉公人の主人は多くが借屋であったという。また、欠落奉公人のほとんどが男子であり、契約時の年季がわかる195例のうち66例(34%)が10年季、1年およびそれ未満はわずかに15例(8%)にすぎなかった。したがって、江戸でも18世紀初頭においては、相当数の男子が年季奉公という形態で雇用されていたと考えてもよいように思われる。すなわち、江戸の町の多くは、たしかに大坂三郷とは相異なるタイプの変化を経験したといえるわけである。

それでは、江戸における変化の画期はいつの時期に求められるのであろうか。この点についてもエヴィデンスは非常に限られている。けれども、武家奉公人にかんじて、譜代制の「出替」化、すなわち半季契約化という趨勢が18世紀を通じてみられたということが明らかとなっており³¹⁾、さらには天明打毀時の逮捕者サンプルのなかに、奉公人として農村から江戸に出てきたものが途中で暇をとり、手間取の職人や店持などになったケースが見出されていること³²⁾、寛政改革時における幕府の関心

れば奉公人人口比率29%、奉公人雇用世帯比率は42%に達していた(川越市総務部市史編纂室1977、644-77頁より計算)。

30) 片倉(1983)。6ヵ町とは、南伝馬町二丁目、南鞆町、南塗師町、松川町一丁目、同二丁目、通三丁目代地である。

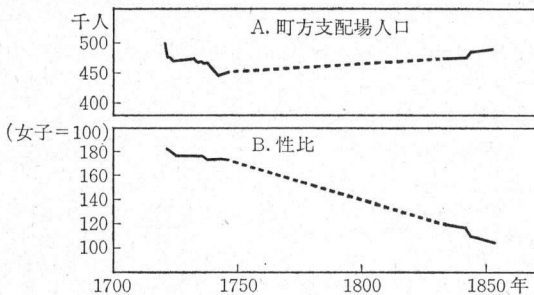
31) 南(1969)第3章1節。

32) 竹内(1972)、382、399頁。

のひとつが、「近年は奉公人も一体少く、一統差支多ニ相聞候、取留候商売も無之もの并厄介の類、可成だけ奉公ニ出可申候」という文面からもわかるように、奉公人の払底ということであった³³⁾という点などからみて、やはり18世紀後半に転換の時期があったのではないかと思われる。18世紀前半における江戸町方人口の性比アンバランスの原因は大量の男子奉公人が流入してきていたからだといわれるが、そのアンバランスも、図2にみられるように1750年から1830年の間に急速に解消しており、やはり寛政改革時の勘定奉行の上申書が、「在方出生之者」のうち少なからぬものが「江戸表ニ而妻子持」となり、町方住民として定着していた事実を指摘していること³⁴⁾と合わせて、興味深い。アカデミズムの外にいた江戸研究家の三田村篤魚は、かつて、寛政以降「武家も町人も算盤ずく、勝手ずくで、続いて永年に人を使うということがなくなりまして、そこから開放された人間が日々に多くなる」傾向にあったと断言したことがある³⁵⁾、決して的はずれの表現とは思えないのである。

寛政から天保初年にかけてはいわゆる大江戸文化が花をひらいた時代、町方人口も回復から増大に向ったと思われ(図2を参照)、町人社会の興隆期であった。それゆえ江戸にかんしても、都市商業の衰退が奉公人需要を減少させ、雇用の縮小を招いたという解釈は成り立たない。むしろ、年季奉公人雇用の拡大も縮小も、ともに都市経済の繁栄ないしは成熟ということと何らかの関連をもっていたと考えるべきであろう。

図2 江戸の人口と性比, 1721-1853年



資料: 幸田(1938/72), 248-49頁折込表, および吉原(1972), 534頁。
 註: 原則として9月の数値, 1721-47年の間, 1832-53年の間は, 欠年があっても実録で結んである。

33) 寛政3年12月「町触」。竹内(1972), 398頁より引用。

34) この上申書は、旧里帰農奨励策がなせうまくゆかないかを述べたものである。竹内(1972), 389-90頁より引用。

35) 三田村(1933/75), 151頁。

II. 雇用制度と就業構造の変貌——江戸と大坂

前節では、奉公人の存在ということを手がかりに、地理的にもまた時間的トレンドの上でも対照的なパターンがみられたことを明らかにした。ここではそれを、雇用制度と就業構造の変貌という文脈のなかに位置づけることを試みる。ただし、対象は江戸と大坂に限定する。

II.1 明治初年の職業統計

表5は、明治初年の東京六大区(江戸の朱引内に対応する)における就業構造を大阪のそれと比較したものである。大阪における職業統計は、これまで府レベルでの集計値³⁶⁾のほかは知られておらず、東京³⁷⁾のように市部と郡部とを区別した観察ができなかったが、最近、島之内地区に対応する南大組の1870(明治3)年のものと思われる書上が町役人の手控に記されていることが明らかにされ³⁸⁾、決して充分なものとはいえないが、東京市部と大阪市部の比較が可能となった。

この表からわかることは、東京の場合もっとも多い職業カテゴリーは雑業(41%)人であって、商、工がそれに次ぐのにたいし、大阪で多いのは商(41%)で、雑業は工とほぼ同じ割合しかしめていなかったという点であろう。大阪の数値は島之内地域のそれであるから、両替商・問屋などの大店が軒を並べていた船場であれば商の比率がさらに高く、逆に堀江新地であれば雑業の比率がもう少し高かったかもしれない。東京の場合でも、市域内にお

36) たとえば、内閣統計局(1913)は1872(明治5)年から5年間分の府県職業別有業現住人口を載せているが、大阪府の雇人数は異常と思われるほど少ないこと、また1881(明治14)年の表では、「農(雇共)」「工(雇弟子共)」「商(雇共)」と明示されていることからみて、明治初年の大阪府職業統計における「雇人」には商家奉公人等が含まれていない可能性が強い。

37) ここでは、しばしば利用される1872(明治5)年の壬申戸籍を使わなかった(それについては、たとえば南1978, 6-10頁をみよ)。これは小木(1979)も指摘するように、壬申戸籍による大区統計には合計22小区分の郡部が含まれているだけではなく、かなり不正確だからである(34-35頁)。そしてその不正確さは、「雇人」カテゴリーにもっとも顕著に現われる。たとえば第一大区の雇人人口は、本籍ベースで明治5年7月から翌1月にかけて27%も増加している一方で、第二大区では57%も減少しているのである。これは、戸籍作成の段階で奉公人の取扱をめぐってかなり混乱があったことを物語っているように思われる。第2の理由は、明治5年統計では寄留人員が載せられていない点である。これは奉公人の所在をみる上で、決定的な欠陥である。

38) 松本(1983), 204頁で言及されている。

表 5 明治初年の東京と大阪における職業統計

	現住人口 (1)	就業人口						雇人			修業人 (11)	職業人口合計 (2)+(8)+(11) (12)
		就業人口計(2)にたいする割合						計 ⁴⁾ (8)	比率			
		計 ²⁾ (2)	官 員 ほか ³⁾ (3)	農 (4)	工 (5)	商 (6)	雑 (7)		現住人口(1) にたいする割合(9) (9)	就業人口(2) 1人当り(10) (10)		
A. 東京, 1873(明治6)年	人	人	%	%	%	%	%	人	%	人	人	人
第一大区	196,578	58,284	5.9	0	22.0	34.7	37.4	25,979	13.2	0.45	166	84,429
中小部5小区 ¹⁾	79,064	23,026	1.5	0	20.5	41.8	36.2	14,405	18.2	0.63	46	37,477
他の11小区	117,514	35,258	8.9	0	23.0	30.1	38.1	11,574	9.8	0.33	120	46,952
第二大区	70,527	19,392	4.2	0.8	19.0	32.4	43.6	2,374	3.4	0.12	550	22,316
第三大区	75,662	19,678	6.1	0.5	17.6	28.9	46.9	2,769	3.7	0.14	304	22,751
第四大区	51,831	10,677	8.0	1.3	23.5	30.5	36.7	1,257	2.4	0.12	0	11,934
第五大区	102,343	25,367	3.4	0.3	22.3	28.2	45.7	6,116	6.0	0.24	386	31,869
第六大区	79,573	19,938	2.4	0.1	24.6	30.5	42.4	5,017	6.3	0.25	7	24,962
六大区合計	576,514	153,336	5.0	0.3	21.5	31.8	41.4	43,512	7.5	0.28	1,413	198,261
B. 大阪, 1870(明治3)年頃 南大組	n. a.	20,400	0.2	0.1	28.5	41.3	29.8	n. a.	n. a.	n. a.	n. a.	n. a.

資料: A. 「明治六年一月一日調査引内外戸籍職分両総計留」東京都(1963), 192-217頁。

B. 「明治四年大阪南組家数役数坪数等調手控」三井文庫所蔵資料。

注 1) 第五, 六, 七, 八, 十四小区。日本橋から銀座にかけての地域に相当する。

2) 「就業人口計」とは, 東京の場合, 「職分統計」より「雇人」と「修業人」を差引いたものである。ほぼ世帯主に対応すると考えられるが, 戸数総計より若干多くなっている。大阪南大組の数値は, 「同家」「隠居」などを除いた, 「軒」を単位とする世帯の職分表による(僧侶・祠官を含む)。なお, 東京は現住ベースであるが, 大阪は本籍ベースと思われる。

3) 大阪にかんしては官員などに該当する職分が与えられていないので, 「士」「僧侶」「祠官」をここに分類した。

4) 職分表にある「雇人」のほか「従者」を含む。後者は華士族の奉公人であるが, その割合は六大区計で4.5%にすぎない。

けるそのような地域差は認められる。ただ, どの大区でも順位は雑・商・工の順であることは変わらず, その点では, 日本橋を含む小区とそれに隣接するところ, および銀座を含む小区, 計5小区においてのみ順序が入れ替わっていることが注目される。表1においてみたように, この一帯は江戸のなかでも他地区の町とはまったく異り, 大坂三郷なみに奉公人人口の多いところであった。明治統計の職業分類によってみても奉公人の比率がこの地区で高かったことは表5の欄(9)(10)からも確かめられるが³⁹⁾, そこは, 他の地区と比較して商のパーセンテージが42%と際立って高く, かつまた東京のなかでは雑業の比重が一番低いところであった。

それでは, この「雑業」の内容は何だったのであろうか。この点で, 大阪南大組の資料は興味深いヒントを与えてくれる。その手控には, 表5の数値とは別に「南大

組業数集」と題された職業一覧が書き留められている。両者間で数字は合わないのであるが, しかし, 「業数集」のほうは雑業に対応する職業の記載が詳細なのである。それによれば, 雑業のうちもっとも多いのが「稼人」で53%, 次いで「日雇人」, 両者合わせて80%に達する⁴⁰⁾。この「稼人」というのは内容上, 江戸の町触など

40) 表5の数値と対応させると次のようになる(単位: 人)。

	南大組業数集	表5
士・僧・祠官	53	48
農	27	29
工	5,709	5,807
商	9,219	8,430
稼人	2,569	雑業 6,086
日雇人	1,299	
泊り茶屋	549	
医師・指南人	255	
その他	186	
	19,866	20,400

39) ただし, 表1の江戸の数値から得られる対比と比較すると, それほど際立ったコントラストではない。これは, 明治6年統計の調査時点が1月となり, それまでは把握されなかった冬季出稼奉公人が(ある程度は)カヴァーされることとなったためではないかと思われる。

ここで「その他」とは, 「卜筮」「山伏」「獣人」「隠居」「角力取」の合計である。また「御用達」3軒が別掲されているが, ここでは商に含めてある。なお, 「手控」では「惣メ 壱万九千七百三拾七軒」となっているが, 実際の合計と129軒差を生ずる。

表 6 幕末・維新期の江戸における借屋率と雑業者比率

	借屋率 ¹⁾ 雑業者比率 ²⁾	
	%	%
日本橋本石町二丁目	31.1	6.8
神田松田町	79.5	26.7
四谷伝馬町新一丁目	55.7	18.8
麴町十二丁目	46.2	28.0
渋谷3ヵ町	74.2	43.2

資料：表1に同じ。

註 1) 家守は含まない。

2) ××丸, 棒手振, 車力, 按摩, 日雇, 賃仕事などの生業に従事する世帯主の割合。

表 7 鴻池店表奉公人のライフサイクル：入店と昇格の平均年齢

	I. 1691-1736 年				II. 1801-1848 年			
	算術平均	標準偏差	最頻値	(N)	算術平均	標準偏差	最頻値	(N)
出仕(入店)	歳	歳	歳		歳	歳	歳	
全ケース	19.9	10.53	11	(80)	14.6	7.36	12	(119)
中途採用を除く ¹⁾	12.3	1.70	11	(47)	11.6	1.30	12	(98)
元服(手代昇進)	—	—	—		18.1	1.49	18	(98)
暇	29.3	9.73	23; 24	(32)	26.3	5.47	20; 23; 25; 29; 31	(45)
別宅(通い番頭) ²⁾	—	—	—		37.0	2.57	36	(47)
別家 ²⁾	35.1	4.17	34	(14)	—	—	—	
自分家業 ²⁾	41.6	4.06	42; 43	(11)	—	—	—	

資料：I は安岡(1969), 261-65 頁, II は広山(1982), 382-84 頁より計算。

註 1) ここで「中途採用」とは、出仕記載があって元服記載がないもの、すなわち元服年齢を過ぎてから雇入れられたものをいう。時期 I にかんしては元服年齢の記載がないので、ここでは19歳以上を除いたケースについて計算をした。

2) 「別家」はいわゆる「暖簾分け」のことである。本来はそれが「別宅」と「自分家業」の開始と一致していたはずであるが、18世紀初頭にはすでに「別家」と「自分家業」とが乖離し始めており、19世紀には自分家業を営むという意味での「別家」は事実上認められなくなっていた。

で裏店住いの下層民を具体的に指す言葉として「日雇稼」とともにしばしば使われた「小商」「棒手振」「車力」などに相当すると考えてよいであろう。ここでは、小商や棒手振という、「見世商」ではないが、機能的分類からいえば商業に属する職業が雑業に含まれることになるけれども、それが当時の慣例であったことは、明治初年の職業分類マニュアルが「商」を「店坐しながら売買するもの」と狭く「見世商」に限定して定義していることから明らかである⁴¹⁾。いいかえれば、雑業者とは「其日稼之者」ということであった。この定義によって、表1に示された江戸5ヵ町の人別改帳に記載された世帯の職業を整理し、雑業者比率を(借屋率とともに)算出したのが、表6である。それは、表5よりも明瞭に、居住条件および就業構造における日本橋一帯と他地区と

41) 佐賀県作成「戸籍加除式雛形」(明治7年); 細谷(1978), 307頁より引用。

の間のコントラストを示している。

それゆえ、以上の観察から、一方では商家、とりわけ大店の存在と年季奉公、他方では「其日稼」的な就業機会の多さと年季雇用の減少・消滅ということとの間に、対応関係が存在していたということがいえよう。そこで次に、大店の雇用制度と雑業者の就業について少し立ちいって試みることにする。

II.2 大店の世界

上方の大店が店表の男子奉公人雇用を増加させていったということと、そこにおいて、丁稚奉公から別家(暖簾わけ)に至る年功序列と内部昇進とによって特徴づけ

られる雇用制度が確立したということとの間には、当然密接な関連がある。

表7は、店表奉公人のライフサイクルという観点から、より具体的に大店の雇用制度の実態をみたものである。ここからも、入店、手代昇進、通い番頭への昇進あるいは別家という、男子住込奉公人の内部昇進のコースが明確に制度化されたものであったこと(それは、各年齢の標準偏差が小さいという点に反映している)が一目瞭然である。それと同時に、このコースは子飼の奉公人のそれであったこと、そして18世紀を通じて中途採用者のウェイトが減り、ますます子飼の比率が高まったこと(47/80=59% から 98/119=82%へ)、しかし他方で、暖簾わけと

いうゴールに到達することがますます難しくなっていたこと、そして子飼ですら別宅を許されるまでの期間が長期化していたこと(35.1-12.3=22.8年から37.0-11.6=25.4年へ)も、この表は物語っている。すなわち、上方の大店におけるこのような奉公人制度の確立は、たんに奉公人雇用の増加だけではなく、その雇用期間の長期化をももたらしたといえる⁴²⁾。

上方商人のこの雇用制度は、外延的な拡がりをももっていた。それは、一方では京・大坂のほかに近江・伊勢の商人を考慮に入れなければならないと同時に、他方では各支店、とりわけ江戸店の存在を忘れることができない。事実、三井越後屋9店の雇用者数が1840年に1,000

42) 上方商人の奉公人制度の概要については、三井を対象とした中井(1966)と三井文庫(1980)第3章5節、千本(1982)が参考になる。鴻池にかんしては安岡(1969)と広山(1982)を参照。

名余であったことはすでにみたが、京・大坂5店と江戸4店の比は4:6で、江戸における雇用のほうが大であった。江戸店の奉公人制度が上方における本店のそれとまったく同じであったことは、よく知られている。いずれの商家でも、江戸における店表の奉公人は現地採用をせず、上方において採用した子飼のなかから選んで江戸へ配属させていた。三井の場合、この方針は享保期(1720年代)に入ってから明確に打ち出されてきたものであることが明らかにされており、それは近江商人・伊勢商人の江戸店においても同様であった⁴³⁾。このような江戸店が集中していたのが日本橋・京橋一帯である。そこでもう一度、日本橋本石町二丁目の戸籍をみてみよう。この町の家持層は71軒であるが、そのうち地主は5軒。その5軒のうち4軒が上方商人(京2, 近江2)でいずれも呉服問屋、うち3軒は主人不在、支配人居住の江戸店であった。これら4軒のみで奉公人は76名、これにそのうちの1軒が町内にもつ支店の奉公人を加えれば86名、1戸平均17.2人、町内全奉公人の39%にも達した⁴⁴⁾。もちろん、この町には江戸商人の問屋も存在したし、そこにおける奉公人雇用規模もかなり大きかった⁴⁵⁾。しかし江戸の場合、大店の世界における上方の圧倒的な影響は否めない。

それでは、なぜ内部昇進制と奉公期間の延長を伴う雇用制度は形成されたのだろうか。農村においてはもちろんのこと、ほとんどの都市において年季奉公人から季節雇・日雇へという趨勢がみられたなかで、なぜ大店だけがそのような独特の雇用制度を選択したのであろうか。たとえば、18世紀前半の三井本家の奉公人請状は、年季を10年としながらも、実質的には終身雇用となる可能性がある旨を了承する「添書」がつけられていたが⁴⁶⁾、年季は「十年之事」という観念が——法制上は1698(元禄11)年に年季制限の撤廃がされていたが——人びとの間で、「広く法意識として定着していた」時代に⁴⁷⁾、なぜあえて奉公期間の長期化をもたらす制度を確立させていったのであろうか。

筆者は、その理由は、(1) 営業の大規模化と、(2) そ

れに伴う熟練形成の内部化の必要とに求められるのではないかと考える。たとえば北島ほかの研究は、両替商や問屋の営業活動においていかに熟練が必要とされたかにかんして次のようにいう。「両替商であれば、金銀手形の取付、取付先から預入れる現金や手形の取扱い、現金の出納、金相場会所への月勤、現金と帳簿との引合わせなどがおもな業務であるから、奉公人はこれらの業務に習熟しなければならない……」。問屋の場合は、「何よりも商品の仕入れや売捌きに習熟することが要請された。本綿問屋であれば、その外、紺屋・晒屋も出入りするもので、その方の知識も必要である。さらに繰綿の延取引に手を出す場合は、その相場の変動につねに敏感でなければならぬ。しかもこれらの業務の習熟は、つねに体験と実物教育によって修得したのである」⁴⁸⁾。すなわち、奉公人制度のポイントは、実地訓練(OJT)と幅広い経験の積重ねという点に、すなわち明治末の一大阪商人の談にもあるように、「事業全般に互る商業的教育を習得し得らるゝ」ところの制度⁴⁹⁾という点にあったといえる。そして、その実地訓練は、ゴールが暖簾の分与であったことから考えて商家ごとに個別性の強い内容をもっていたものと思われる。

もともと商家の丁稚制度も工家の徒弟制度も実地訓練(OJT)に基礎をおく制度であった。しかし、営業の大規模化はまず17世紀末から18世紀の商家において生じたのであり、職人の作業場においてではなかった。それがなぜそうであったのかについては別考を要するが、事実としてはこの点に疑念の余地はない⁵⁰⁾。そして、営業の大規模化が熟練商家労働力需要を増大させるなかで、その確保、とりわけ内部養成が経営者にとっての課題となっていたことは想像に難くない。もちろん、店の規模がある水準を超えると、手代が文字通りに「事業全般」に通曉するということが不可能となり、「適材を適処に置く」という原則との兼ね合いが問題となってくるであろう。そして、すべての持場を経験しながら昇進してゆくということは、かえって大店の雇用制度を模倣しはじめた中規模の商家においてみられるという現象も生じて

43) 三井文庫(1980), 243頁; 江頭(1965), 849頁; 林(1973); 北島(1962), 572-73頁。

44) 村田(1966), および玉井(1977)付篇1。

45) 本石町二丁目には、上方商人4人の他に、4軒の問屋と1軒の幕府御用達商人(「菓子渡世」で地主)とがいた。これら5軒の奉公人数は41名、1戸平均8.2人であった。

46) 三井文庫(1980), 249頁。

47) 牧(1977), 100頁。

48) 北島(1962), 581頁。

49) 丸山・今村(1912), 162頁。傍点引用者。

50) 1879(明治12)年に作成された『東京名工鑑』に記載された鋳物工・鍛冶工69名について整理をした尾高(1984b)によれば、その従業員規模は平均4.5人、最大33人であった。しかも、これは家族・被雇用者を含んだ数値なのであり、「弟子」(徒弟)だけをとればせいぜい2,3人が平均だったと思われる。最大の従業員規模のところでも、弟子数は8人であった。

表 8 奉公人雇用規模別奉公期間：大坂菊屋町，1776-1800年と1826-1850年

	I. 1776-1800年				II. 1826-1850年				時期 I から II への変化			
	雇 用 規 模			計	雇 用 規 模			計	雇 用 規 模			計
	1-2人	3-5人	6人以上		1-2人	3-5人	6人以上		1-2人	3-5人	6人以上	
男子	%	%	%	%	%	%	%	%	人	人	人	人
1年未満	18.3	24.6	22.6	22.4	4.8	2.3	3.6	3.5	△10	△29	△7	△46
1-2年	22.5	24.6	22.6	23.6	8.1	27.9	27.4	24.1	△11	△7	40	22
2-5年	23.9	30.2	24.2	27.0	29.0	25.6	36.5	32.5	1	△16	57	42
5-10年	22.5	16.7	14.5	17.8	19.4	30.2	20.8	22.9	△4	5	32	33
10-15年	8.5	4.0	12.9	7.3	17.7	11.6	7.6	10.4	5	5	7	17
15年以上	4.2	0	3.2	1.9	21.0	2.3	4.1	6.7	10	2	6	18
(計)	(71人)	(126人)	(62人)	(259人)	(62人)	(86人)	(197人)	(345人)	△9	△40	135	86
女子												
1年未満	18.7	18.4	17.1	18.2	2.4	—	2.1	1.8	△9	△9	△5	△23
1-2年	35.8	28.6	31.4	32.1	16.7	20.8	25.0	21.1	△12	△9	1	△20
2-5年	26.4	16.3	31.4	24.1	23.8	20.8	22.9	22.8	△4	△3	0	△7
5-10年	15.1	20.4	8.6	15.3	23.8	25.0	27.1	25.4	2	△4	10	8
10年以上	3.8	16.3	11.4	10.2	33.3	33.3	22.9	28.9	12	0	7	19
(計)	(53人)	(49人)	(35人)	(137人)	(42人)	(24人)	(48人)	(114人)	△11	△25	13	△23

資料：「大坂南菊屋町宗旨人別帳」；阪本・宮本(1971-77)各巻。20年以上継続して記載されている世帯の奉公人を対象とする。

きた⁵¹⁾。そして、この中規模の商家による模倣ということ、これまでに何度かみてきた専門小売商店の町・大坂菊屋町の例からも明らかである。そこでは18世紀後半以降、襲名相続の一般化、未成年者相続の増加にみられるような、「イエ」意識、暖簾重視の傾向が強まり⁵²⁾、それに対応するように奉公期間の長期化が観察されるのである(表8を参照。ここでは人別改帳に登場してから暇をとるまでの期間をとっている点、契約奉公期間よりもはるかに長くでている点、注意を要するが、奉公期間の長期化は男女ともに観察される。しかし、雇用規模の増加とそこにおける雇用量の拡大ということは、男子奉公人の場合に顕著である⁵³⁾。

時代は下って明治末年、「経済組織の拡大せる国民経済時代」、「より少き年月と犠牲を似て文明的商人を養成する商業学校の儼存するに當りて、丁稚教育なるものは商人たる必須条件なりや」との疑念が抱かれるようにな

51) 丸山・今村(1912), 19頁。

52) 乾(1977), 217-24頁, 同(1979), 20-24頁。なお中野(1964)の第2章をも参照。

53) 以上2つのパラグラフは、小池和男の、「どんな仕事をどれだけ多くこなしていくかで、熟練の内容がきまる」のであり、「関連する一群の仕事をこなす『昇進』していく方式」、それが内部昇進制の特質だ、という議論に示唆をうけて書かれている(小池1977, 223頁)。彼はさらに、人材形成に熱心な中堅企業の場合、大企業よりも持場の移動範囲が広いことがあるという観察も行っている(小池1981, 74-75頁)。

った時代に、大阪の一問屋商人・伊藤忠兵衛が、伝統的制度のうち残すべき点、また学校出身者の採用および通勤・給料制の導入ということと両立しうる点として、幅広い経験を積みながら昇進させてゆくという人材養成法をあげているのは⁵⁴⁾、近世に形成された商家雇用制度の本質がどこにあったかを端的に示しているといえよう。

II.3 裏店の世界

『守貞漫稿』は、先に言及したのは別な箇所、「江戸の盛なる者」として「都ての小売店 食店 武家調用之商人及雇夫の長 酒問屋」をあげている⁵⁵⁾。すでに第II.1節でみたように江戸の就業構造上の特徴は商業の比重が大きくなり雑業の割合が多いという点にあったが、この同時代人の指摘はより具体的に、上方商人の江戸店、「武家調用之商人」、「酒問屋」を除けば大店が、とりわけ問屋商人が少なく、その代りに小売業、サービス業、建設業(「雇夫の長」というのは土木・建築労働者の手配師のことである)が高い比率をしめていたことを示唆している。前節でみた問屋など大商人と比較した場合、これら3業種に特徴的なことは次の3点にあると考えられる。第1は、業務に必要な熟練のレベルが低いという点である。少なくとも10年以上に及ぶ実地教育というようなことはまったく不要であった。第2に、これらの業

54) 丸山・今村(1912), 164-66頁。もっともそこでの叙述は、「家族的の情味」といった言葉でもって語られている。

55) 室松(1908)上, 103頁。

種では臨時雇用の色彩の強い労働力に依存する度が高かったのではないか。これは現代の状態からの推測であるが、江戸において年季奉公人はほとんど存在しなかったという事実と矛盾しない。第3は、これらの業種が雑業者の世界と繋がっていたという点である。小売業者のかなりの部分が「……売」と呼ばれる「見世商」を行わないものであったことは事実であり、他方、サービス業者・建設業者のほとんどは「其日稼之者」よりなっていたといっても過言ではない。

労働に幅広い熟練が要求されず、したがって人材を内部的に養成する必要がないとき、合理的な経営者——三田村篤魚の言葉を借りれば「算盤づく、勝手づく」の経営者は、雇用量調整の自由度を確保したいと考えるであろう。それゆえ、上にみたような就業構造をもつにいたった江戸において、年季奉公人の出替化、月雇、日雇化が進んだということはまことにありうることであった。そして、このような労働市場の機能を円滑に発揮させる制度が口入屋であり、その発達が19世紀前半の江戸においてみられたことは前述の通りである。

もちろん、被雇用者にとっても、年季奉公からの解放は望ましいことであった。ふたたび三田村篤魚の言葉を借りれば、寛政以降の年季奉公の減少というのは「彼方へ雇われこなたに雇われして一定の主人を持っていない、江戸中の白壁は皆旦那だ、というような」意識の生成と密接に関連していたものと思われる。住込という不自由な生活からの解放、ひと並の年齢で家族形成ができる——「江戸表二而妻子持」となれるということは、たしかに長期雇用契約を減少させたひとつの心理的原動力であったかもしれない。それゆえにこそ、この過程において、年季奉公人が短期雇用の下男・下女に代替されただけでなく、小商、捧手振、鳶人足など雑業者層が拡大したのだといえることができる。

大坂三郷においても、江戸と比べればその規模が小さかったことは否めないが、このような裏店住いの雑業者の世界はあった。大店の短期雇用の下男・下女のなかには、雑業者世帯を形成してこの世界の住人となったものもあったであろうし、他方、そのような下男・下女が（農村から直接雇入れられる場合のほかに）この世界のなかから供給されたということもあったはずである。菊屋町にはそれまでと様式の異った明治元年と2年の人別改帳が残されており、そこから家持町人の奉公人出身地がわかるが⁵⁶⁾、1868(明治1)年に記載されている下女12名

56) いずれも阪本・宮本(1971-77)第7巻に所収。この2つの人別改帳は、それまでの宗旨人別帳と異り

のうち4名、翌年の21名のうち9名が三郷内の出身であることは、この点を示唆していて興味深い。大店の世界における二重的な雇用のうち、底辺の部分は雑業者の世界と繋がっていたと思われ、その意味で二重的な雇用のあり方は、都市の労働市場そのものが二重構造をなしていたことの反映であったといえそうである。

事実、幕末・維新期の大店における店表奉公人のリクルートは自己完結的であった。これは『守貞漫稿』によってすでにみたところであるが、さらに1,2の具体例を付け加えれば、鴻池屋善右衛門家が19世紀前半期に雇入れた120名のうち52名は分家・別家の子弟であったし、残りの68名のうちでも京・伏見・大坂の商家から雇入れたケースが大部分(44名)であった⁵⁷⁾。菊屋町にあった2軒の大店でも、三郷以外の他所出身男子奉公人17名の親の職業をみると、3分の2(11名)が「商」となっており⁵⁸⁾、大店奉公人の再生産が、ほとんど分家・別家のネットワークで緊密に結び合わされた商家の世界内部でなされていたことを物語っている。この自己完結性がさらに極端な形態をとっていたのが上方商人の江戸店だったのであり、そこでは、雑業者の世界のみならず、江戸町人の社会そのものとも切れていたのである⁵⁹⁾。

もちろん、大店の世界と裏店の世界との間にまったく交流がなかったわけではないであろう。「欠落」した大店の奉公人の例は少なからず存在するが⁶⁰⁾、その多くは雑業者の間を転々としたものと思われる。他方、上方への移動としては、雑業者の世界から中途採用者として大店入りするというケースがありえた。稀には、そのうちより暖簾わけを許されるものが出たかもしれない。しかし、このような交流はあくまでも細い流れでしかなかった。しかも、それが、とりわけ上方への移動がますます細くなる方向へシフトしてきたというのが、18世紀から19世紀にかけての趨勢だったのである。

III 結論と展望

以上の考察から、(1) 19世紀中頃の都市労働市場が、一方では雇用期間の長い「内部化」された商家の労働力、

家持13軒しか記載していない。

57) 広山(1982)、第3表。

58) 乾(1977)、301頁。

59) 伊勢商人・長谷川家の場合、1821年に江戸店5店合計で114名の男子奉公人がいたが、伊勢出身者が107名で、江戸出身者はわずか7名であった。しかも、その7名のほとんどは「江戸居住の別家を通じての縁故採用者」であったようである(北島1962、573頁)。

60) たとえば、林(1973)をみよ。

他方では短期雇用者および「其日稼之者」よりなる、流動性の高い、農村とも直接・間接に関連をもっていた労働力という、二層構造をもっていたこと、(2) それは18世紀末から19世紀にかけて明確な姿をとって出現したという意味で、歴史的な形成物であったことが明らかとなった。そして、この二重構造が、1920年代以降にみられた、典型的には氏原正治郎が1950年代初めの京浜工業地帯について描き出した模式図によく似たものであったということも、示唆された点であった。

もちろん現象的には、2つの異った時期に観察される二重性の間には幾多の相違がある。とりわけ、1920年代以降における二重構造が製造業のブルーカラーについてみられたことであるのたいして、本稿でいうところの二重構造が第三次産業の、ブルーカラーとは呼びえない人びとについて観察される現象であったという違いは、重要である。もっとも、興味深いことに、近世末期において雇用の二重性がみられたのは三都の商業セクターのみではなかった。野田の醤油業においてもまた灘の酒造業においても、内部昇進を伴う長期雇用の奉公人と季節雇用の労働者とは明確に区別されていた。ただこの労働力構成上の区分は、これらの産業におけるマネジメントと生産との完全な分離に対応しており、前者が行うのは財務、仕入、販売、在庫管理といった商人的な業務、戦前期の鐘淵紡績で使われていた用語法によれば「商業技師」の業務⁶¹⁾に限られていた。その点では製造業における奉公人制度も、商家のそれと本質的には何ら変わるものではなかったのである⁶²⁾。

それでは、なぜ生産の場以外のところでまず二重構造が形成されたのか。なぜ生産労働者の間における二重構造は1920年代まで発生しなかったのか。これらの問題に解答を与えることは、本稿の範囲を大きく超えている。明治年間におけるトレンドについてはもちろんのこと、近世の職人のもとにおける雇用のあり方が究明される必要があろう。これらは将来の検討課題である。

齋藤修

(一橋大学経済研究所)

引用文献

- [1] 麻生磯次(1943),『滝沢馬琴』三省堂。
 [2] 千本暁子(1982),「奉公人制度の成立」安岡重明編『三井財閥』日本経済新聞社, 53-64頁。
 [3] 江頭恒治(1965),『近江商人中井家の研究』

61) 一橋大学商学部・米川伸一教授の教示による。
 62) 野田についてはFruin(1983), pp. 36-47, 灘にかんしては柚木(1977)を参照。

雄山閣。

[4] Fruin, W. M.(1983), *Kikkoman: company, clan, and community*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press.

[5] 深井甚三(1977),「近世中期の城下町人口動態について——信州上田城下町の場合」『東北大学日本文化研究所紀要』別巻第14集, 63-90頁。

[6] ——(1980),「近世都市発達期における大阪船場町人社会の動向——道修町三丁目を事例に」『文化』第43巻3,4合併号, 1-21頁。

[7] ——(1983),「城下町の住民構成と人口——近世中後期の東山・東海城下町を対象に」, 豊田武ほか編『講座日本の封建都市』第2巻, 文一総合出版, 317-33頁。

[8] 速水融(1980),「京都町方の宗門改帳——四条立売中之町」徳川林政史研究所『研究紀要』502-41頁。

[9] 林玲子(1973),「江戸店の生活——白木屋日本橋店を中心として」西山(1973)第2巻, 95-138頁。

[10] 間宏(1964),『日本労働管理史研究——経営家族主義の形成と展開』ダイヤモンド社。

[11] 広山謙介(1982),「近世後期における鴻池家の奉公人」『大阪大学経済学』第33巻2,3合併号, 381-88頁。

[12] 本庄栄治郎・黒羽兵治郎監修(1969),『大阪編年史』第6巻, 大阪市立中央図書館。

[13] 細谷新治編(1978),『明治前期日本経済統計解題書誌』富国強兵編上の2, 一橋大学経済研究所日本経済統計文献センター。

[14] 市川孝正ほか(1961),『封建社会解体期の雇傭労働』青木書店。

[15] 井上貞蔵(1937),『商業使用人問題の研究』千倉書房。

[16] 乾宏己(1977),『なにわ大坂菊屋町』柳原書店。

[17] ——(1979),「近世都市の社会構造」『史潮』新6号, 5-34頁。

[18] ——(1980),「大坂町人社会の構造」津田秀夫編『近世国家の展開』塙書房, 11-64頁。

[19] 片倉比佐子(1983),「18世紀初頭欠落事例にみる江戸町住民の構成」北島正元編『近世の支配体制と社会構造』吉川弘文館, 309-47頁。

[20] 川越市総務部市史編纂室(1977),『川越市史』史料編, 近世II, 川越市役所。

[21] 北島正元編(1962),『江戸商業と伊勢店』吉川弘文館。

[22] 鬼頭宏(1983),『日本二千年の人口史』PHP研究所。

[23] 幸田成友(1938/72),「江戸の町人の人口」『社会経済史学』第8巻1号;『幸田成友著作集』第2巻, 中央公論社, 244-65頁。

[24] 小池和男(1977),『職場の労働組合と参加——労資関係の日米比較』東洋経済新報社。

[25] ——(1981),『中小企業の熟練——人材形成

のしくみ』同文館。

[26] 黒羽兵治郎編(1934-35),『大阪商業史料集成』第1-2輯, 大阪市立大学経済研究所。

[27] Kussmaul, A.(1981), *Servants in husbandry in early modern England*, Cambridge: Cambridge University Press.

[28] Laslett, P.(1977), "Characteristics of the western family considered over time," in *idem*, *Family life and illicit love in earlier generations*, Cambridge: Cambridge University Press, pp. 12-49.

[29] —(1983), "Family and household as work group and kin group: areas of traditional Europe compared," in R. Wall, J. Robin & P. Laslett, eds., *Family forms in historic Europe*, Cambridge: Cambridge University Press, pp. 513-63.

[30] — & R. Wall, eds.(1972), *Household and family in past time*, Cambridge: Cambridge University Press.

[31] 牧英正(1979),『雇用の歴史』弘文堂。

[32] 丸山侃堂・今村南史(1912),『丁稚制度の研究』政教社。

[33] 松本四郎(1983),『日本近世都市論』東京大学出版会。

[34] 南和男(1969),『江戸の社会構造』塙書房。

[35] —(1978),『幕末江戸社会の研究』吉川弘文館。

[36] 三田村鳶魚(1933/75),『江戸ッ子』;『三田村鳶魚全集』第7巻, 中央公論社。

[37] 三井文庫編(1980),『三井事業史』本編第1巻, 三井文庫。

[38] 宮本又次(1969),「尼ヶ崎一丁目についての考察——近世船場町内に関する一分析」宮本(1969), 521-34頁。

[39] 宮本又次編(1969),『大阪の研究』第3巻, 清文堂。

[40] 村田静子(1966),「明治2年本石町二丁目戸籍下書について」『日本歴史』第218号, 34-46頁。

[41] 室松岩雄編(1908), 喜田川秀莊著『類聚近世風俗志』上・下, 国学院大学出版部。

[42] 内閣統計局編(1913),『現住人口静態ニ関スル統計材料』維新以後帝国統計材料彙纂, 第二輯, 内閣統計局。

[43] 中井信彦(1966),「三井家の経営——使用者制度とその運営」『社会経済史学』第31巻6号, 88-101頁。

[44] Nakane, C.(1972), "An interpretation of the size and structure of the household in Japan over three centuries," in Laslett & Wall(1972), pp. 517-43.

[45] 中野卓(1964),『商家同族団の研究』未来社。

[46] 西宮市(1964),『西宮市史』第6巻資料篇3, 西宮市役所。

[47] 西山松之助編(1972-73),『江戸町人の研究』第1-3巻, 吉川弘文館。

[48] 尾高焯之助(1984 a),『労働市場分析——二重構造の日本的展開』岩波書店。

[49] —(1984 b),「初期工業化過程における職人の役割」一橋大学経済研究所日本アジア経済部門主催「日本の産業技術の発展」ワークショップ提出論文。

[50] 小木新造(1979),『東京庶民生活史研究』日本放送出版協会。

[51] 大竹秀男(1983),『近世雇傭関係史論』有斐閣。

[52] 阪本平一郎・宮本又次編(1971-77),『大阪菊屋町宗旨人別帳』全7巻, 吉川弘文館。

[53] 佐々木陽一郎(1967),「徳川時代後期都市人口の研究——摂津国西成郡天王寺村」『史海』第14号, 31-44頁。

[54] Smith, R. J.(1972), "Small families, small households and residential instability: town and city in 'pre-modern' Japan," in Laslett & Wall(1972), pp. 429-71.

[55] 竹内誠(1972),「寛政一化政期江戸における諸階層の動向」西山(1972)第1巻, 337-406頁。

[56] 滝本誠一編(1928),『日本経済大典』第7巻, 啓明社。

[57] 玉井哲雄(1977),『江戸町人地に関する研究』江戸風俗研究会。

[58] 谷口澄夫(1964),『岡山藩制史の研究』塙書房。

[59] 暉峻康隆ほか編(1973),『馬琴日記』全4巻, 中央公論社。

[60] 所理喜夫(1973),「江戸の出稼人」西山(1973)第3巻, 263-307頁。

[61] 東京都(1963),『東京市史稿』市街編第53巻, 東京都庁。

[62] 土田良一(1978),「近世甲府城下町における都市構造の変容過程——人口推移を中心に」『歴史地理学紀要』第20号, 180-93頁。

[63] —(1979),「近世甲府三日町の人口動態」『人文地理』第31巻6号, 71-83頁。

[64] 津田秀夫(1951),「後期封建社会に於ける平野郷町の人口の変遷」『ヒストリア』第2号, 26-54頁。

[65] 氏原正治郎(1966),「労働市場の模型」, 同『日本労働問題研究』東京大学出版会, 402-25頁。

[66] 矢守一彦(1970),「彦根城下の人口構成と人口動態について」矢守一彦編『幕藩社会の地域構造』大明堂, 212-44頁。

[67] 安岡重明(1969),「享保期における商家奉公人の性格——鴻池家の場合」宮本(1969), 247-77頁。

[68] 吉原健一郎(1972),「幕末期江戸町人の存在形態」, 西山(1972)第1巻, 485-547頁。

[69] 柚木学(1977),「近世における酒造経営と別家制度」, 宮本先生古稀記念論文集『近代経済の歴史的基盤』ミネルヴァ書房, 193-211頁。